

印西地区消防組合メール119番通報運用要綱

制定 平成26年3月24日本部告示第4号

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者や言語障害者（以下「聴覚障害者等」という。）を対象として携帯電話やインターネット端末機から電子メールを利用して、消防車や救急車の要請をするメール119番通報の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、印西市、白井市（以下「構成市」という。）に在住又は勤務、若しくは通学をしている聴覚障害者等でメール119番通報の利用を希望する者をいう。

(申込書及び利用申込み)

第3条 メール119番通報申込書（別記様式）は、消防本部、消防署及び構成市の関係機関等に配置し、利用希望者に配布するものとする。

2 利用希望者は、メール119番通報申込書に必要な事項を記載して消防長に提出しなければならない。

(登録)

第4条 消防長は、利用希望者からメール119番通報申込書により、利用申込みがあったときは、これを審査し登録が必要と認めた場合は、速やかに写しを千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会へ送付し、手続きを依頼するものとする。

(利用の取消し)

第5条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた時は、利用の取消しができるものとする。

- (1) 登録情報に虚偽を発見したとき。
- (2) 明らかに迷惑メールと判断したとき。
- (3) その他、利用の取消しが妥当であると判断したとき。

(個人情報管理)

第6条 メール119番通報申込書により得た個人情報の利用については、メール119番通報に関する業務以外の目的では使用しないものとし、運用にあつては、印西地区消防組合個人情報保護条例（平成17年2月17日条例第3号）の定めによるものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にメール119番通報の登録をした者は、この要綱により登録を受けたものとみなす。

別記様式（第3条第1項）

メール119番通報（登録・変更・中止）申込書

年 月 日

（あて先）

印西地区消防組合消防長 様

申請者

住 所

氏 名

私は、メール119番通報について、利用案内の利用の条件及び利用の注意事項を承諾し、申し込みします。

なお、緊急時にちば消防共同指令センターが必要と判断した場合は、記載事項について第三者に情報提供をすることについて同意します。

登録番号（ちば消防共同指令センターで指定）					
-----------------------	--	--	--	--	--

1 申し込む人（必須）

ふりがな		性別	大	生年月日
氏名		男・女	昭	年 月 日
住所	〒			
通勤、通学先名称・住所	名称： 住所：			
登録メールアドレス	使用機種 NTTドコモ・au・ソフトバンク・イーモバイル・その他（ ）			
携帯電話	@			
パソコン	@			
自宅の連絡方法	FAX		電話	

2 今までにかかった重い病気（※）

心筋梗塞 狭心症 慢性腎炎 慢性腎不全 糖尿病 脳梗塞 脳出血 肝炎 肺気腫
肺炎 肺結核 肺がん 肝臓ガン 食道がん 大腸がん 胃がん すい臓がん
その他（ ）

3 いつも行く病院（※）

病院名	電話番号	住所

4 連絡が必要な家族（※）

氏名	続柄	FAX番号	電話番号	住所

（※）任意の入力項目とする。